

但馬銀行カードローン ご契約手続きのご案内

このたびは、「但馬銀行カードローン」のお申込みをいただき、誠にありがとうございます。
 つきましては、仮承認となったお申込にかかるご契約手続きをお取りいただきたく、以下の事項をご確認のうえ、お手続きくださいますようお願いいたします。
 なお、専用カードは、下記1.に記載された必要書類が当行に到着し、所定の手続きが完了した後、ご自宅に郵送させていただきます。お急ぎの方は、振込融資をご利用ください。

- 必ず1週間以内に下記の必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。ご提出が遅れた場合は、再度お申込が必要となる場合がございますのでご注意ください。
- 仮審査申込時に届出をいただいた内容が「借入申込書」の記載内容やご本人確認書類の内容と相違している場合、または他のお借入状況によっては、本カードローンをご契約いただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 仮審査申込時の内容と下記1.に記載された必要書類により、正式審査手続きをさせていただきます。審査に時間がかかる場合や審査の結果によっては、本カードローンをご契約いただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

1. ご提出いただく必要書類（お申込書類、ご本人確認書類）

書類名	ご注意事項
4枚目 但馬銀行カードローン借入申込書兼 当座貸越契約書兼保証委託申込書兼 保証委託契約書	太枠内のすべての項目について、はっきり正確にご記入ください。
5枚目 但馬銀行カードローン暗証番号届出書	太枠内のすべての項目について、はっきり正確にご記入ください。
ご本人確認書類 提出用台紙	現在有効で、かつ氏名・住所・生年月日が記載された、次のいずれかの顔写真付公的本人確認書類のコピーをご用意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ○運転免許証（表面。変更事項のある方は両面） ○パスポート（写真および住所のページ） ○個人番号カード（表面。通知カードは不可） ※外国人の方は、上記のいずれかの書類に加え、永住許可を受けていることが分かる書類
所得証明資料 ※ご契約予定の貸越極度額が50万円を超える場合のみ	直近分の公的所得証明書または源泉徴収票のコピーをご用意ください。 ※個人事業主の方は納税証明書(その2)または税務署受領印のある確定申告書の写しをご用意ください。

2. 書類のご送付

「FAX送信」、「郵送」のいずれかにより書類をご送付ください。

Tポイント付与を希望される場合に、別途印刷して使用いただく「Tカード番号申請書兼同意書」はFAXでは送付いただけません。必ず郵送でご送付ください。

FAX送信	郵送
下記FAX番号あてに、ご用意いただいた必要書類をご送信ください。 FAX:0796-26-3112 24時間 365日受付 送信の際は、番号をよくご確認のうえ、誤送信されませんようご注意ください。 また、書類の読取方向(表・裏)についても、十分ご確認のうえ送信ください。	この申込書類中の最終ページに、専用宛名ラベルを用意してございますので、定型封筒に貼付してご利用ください。 ※お手数ですが切手をお貼りのうえご投函ください。 ※専用ラベルは、剥がれないようしっかりと封筒に貼付ください。

3. ご注意事項

- (1) 必ず、お申込みのご本人さまがご記入ください。また、ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (2) 書類のご提出後、ご契約内容等確認のご連絡をさせていただく場合がございます。ご連絡が取れない場合、お手続きに時間がかかる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 提出された書類に不備等がある場合、再度提出をお願いする場合や、お手続きに時間がかかる場合がありますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先
 但馬銀行 個人ローン部

TEL:0796-26-3104

受付時間／平日 9:00～17:00（ただし、銀行休業日を除く）

ご送付前にご確認いただきたい事項について

**必ず1週間以内に必要書類をご送付くださいますようお願いいたします。
ご送付が遅れた場合は、再度お申込が必要となりますのでご注意ください。**

必要書類：以下の書類をご送付ください。

- ① 但馬銀行カードローン借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書
- ② 但馬銀行カードローン暗証番号届出書
- ③ ご本人確認書類 提出用台紙

提出された書類に不備・不足等がある場合、再度提出をお願いする場合や、お手続きに時間がかかる場合がございますのでご注意ください。

また、以下の項目は特に不備が多い箇所ですので、必要書類を送付される前に、再度ご確認ください。

- ご本人確認書類のコピーが不鮮明でないか確認してください。
※運転免許証の有効期限が黒くつぶれて判読できない場合があります。
- 送付いただくご本人確認書類に記載の氏名・住所・生年月日は、借入申込書にご記入いただいた内容と相違がないかご確認ください。
- ご本人確認書類と、借入申込書にご記入の字体が相違していないかご確認ください。
※「高」と「髙」、「辺」と「邊」等、本人確認書類の字体の表記と合わせてください。
- 暗証番号届出書の暗証番号は、正しく記入されているかご確認ください。
※連続した数字（『0000』等）や生年月日、電話番号等の推測されやすい番号ではお受付できませんのでご注意ください。

次のいずれかにより書類をご送付ください。

FAX送信	郵送
<p>下記FAX番号あてに、ご用意いただいた必要書類をご送信ください。</p> <p>FAX:0796-26-3112</p> <p>24時間 365日受付</p> <p>送信の際は、番号をよくご確認のうえ、誤送信されませんようご注意ください。 また、書類の読取方向(表・裏)についても、十分ご確認のうえ送信ください。</p>	<p>この申込書類中の最終ページに、専用宛名ラベルを用意してございますので、定型封筒に貼付してご利用ください。</p> <p>※お手数ですが切手をお貼りのうえご投函ください。</p> <p>※専用ラベルは、剥がれないようしっかりと封筒に貼付ください。</p>

ご契約時の 振込融資を ご希望の方 【ご留意事項】

- ローンカードのお届けには、ご契約手続き完了後1週間ほどかかります。お急ぎの方は、振込融資をご利用ください。
ローンカード到着前にご指定の口座に融資金を振込みます。
振込融資を希望される方は、借入申込書の所定の欄に振込希望金額をご記入ください。
提出された書類に不備がある場合は、振込できませんのでご注意ください。
- 振込口座名義がカードローンのご契約者名と同一でない場合は、振込できませんのでご注意ください。
口座なしタイプの場合、但馬銀行以外の口座もご指定いただけますが、ご本人名義の口座に限ります。
口座ありタイプの場合、ご返済用に指定の普通預金口座となります。
- 振込可能な金額は、ご契約金額が上限となります。
振込希望金額欄にご契約金額を超えた金額を記入いただいた場合は、ご契約金額の振込とさせていただきます。

① 銀行に送付

但馬銀行カードローン借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書

株式会社 但馬銀行 御中
保証委託先 株式会社オリエントコーポレーション 御中
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 御中
アイフル株式会社 御中

申込人は、株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。)...に別紙「個人情報の取扱いに関する同意事項」に同意の上、下記のとおりローンの申込をします。

- 申込人は、銀行および保証会社(以下「銀行等」という。)...の審査の結果、融資が受けられない場合が生じても、異議を述べません。
申込人は、当座貸越契約(ご契約口)は、ローン口座開設日とし、銀行が記入するものとします。
申込人は、保証審査申込書と借入申込書...を本人確認書類の記載内容が相違している場合には、[承認]が取り消しとなる場合があることについて異議を述べません。
申込人は、銀行および保証会社が自宅...勤め先...携帯電話に電話および郵送で連絡することを承諾するものとします。
申込人は、本取引の届出印は、口座ありタイプの場合は返済用預金口座の届出印、口座なしタイプの場合は本書に押印する印鑑を銀行に対する本貸出取引に使用する届出印とすることに同意します。
私は、FAXによる申込の場合、銀行において判断可能な状態で受信し印字された書面が申込書・契約書の原本となることに同意します。

■必ずお申込人ご本人さまが、黒色ボールペンで直筆にて太枠内の項目をはっきり正確にご記入ください。お名前および金額の訂正はできませんので、新しい用紙をご利用ください。

お申込日 令和 1 年 5 月 7
ご契約日(銀行記入) 令和 年 月 日
ご署名(自署) 但馬 太郎

契約内容
貸越極度額 (10万円単位) 100 万円
利率 (保証料を含む) 年 13.8 %
保証区分
契約期間 1年(自動更新)
取引目的 融資
返済方法 別紙「但馬銀行カードローン当座貸越契約規定」をご覧ください。

*「貸越極度額」、「利率」、「保証区分」は、当行より審査結果をご連絡した際にお知らせした内容をご記入ください。

返済タイプ
ご返済タイプ
返済方法
返済先
返済金額
返済回数
返済開始日
返済終了日

お名前
フリガナ タジマ タロウ
但馬 太郎
性別 男
生年月日 昭和48年1月23日
ご自宅住所
フリガナ ヒョウゴケントヨオカシチヨダチョウ1-5
〒 668-0032
兵庫県豊岡市千代田町1番5号
電話番号
ご自宅 (有)・無 079-123-1111
携帯電話 (有)・無 090-1234-1111

振込融資をご希望の方
契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみご記入ください。
ご契約時に、ご指定の口座に振込希望金額(貸越極度額を上限)をお振込みいたします。
*口座ありタイプの方は、ご返済用口座となります。
(口座なしタイプの方のみ)
振込希望金額 50 万円
振込先(本人名義のみ)
銀行
信用金庫
支店
普通預金口座番号(右詰め)
暗証番号
5枚目にご記入ください

(銀行使用欄)
保証番号
取引時確認済の確認方法
確認者印
決裁印
合議印
役員者印
受付印

ご記入箇所を訂正される場合、二本線で訂正のうえ、届出印を訂正箇所にご捺印ください。
*お名前および貸越極度額の訂正はできませんので、新しい用紙にご記入ください。

お名前
フリガナ タジマ タロウ
但馬 太郎
ご自宅住所
フリガナ ヒョウゴケントヨオカシチヨダチョウ1-5
〒 668-0032
兵庫県豊岡市千代田町1番5号

私がカード取引に使用する暗証番号を右記のとおりにお届けします。

暗証番号
○ △ ● □

暗証番号には、事故防止のため、生年月日・電話番号・同一数字4桁等の推測されやすい番号はご指定いただけません。

RQ48650

ローンカード種類 64 (但馬銀行カードローン)
カード交付方法 1 (郵送)
発行理由 1 (新規)

貸越極度額・利率は、審査結果のご連絡の際にお伺い・お伝えした金額・利率をご記入ください。

保証区分は、当行より審査結果をご連絡した際にお知らせした区分にチェックをしてください。

ご記入日がお申込日となります。

③ 銀行に送付

暗証番号届出書

について
00]など)や生年月日、電話番号などので、ご注意ください。
番号の変更をお願いするため、お手続き

但馬銀行カードローン借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書

株式会社 但馬銀行 御中
保証委託先 株式会社オリエントコーポレーション 御中
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 御中
アイフル株式会社 御中

申込人は、株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。)に別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」に同意のうえ、下記のとおりローンの申込をします。なお、株式会社オリエントコーポレーション保証付により取扱う場合は、株式会社オリエントコーポレーションに対して、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社保証付により取扱う場合は、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社に対して、アイフル株式会社保証付により取扱う場合は、アイフル株式会社に対して保証を委託(保証委託先を以下「保証会社」という。)するものとし、借入金額その他の条件は、銀行宛提出の当座貸越契約書によって確定し、また、保証条件は保証会社宛提出する保証委託契約書に基づき、各々その条項に従い債務弁済の義務を履行することを約束いたします。また、この申込にあたり、以下の条項に同意いたします。

- 申込人は、銀行および保証会社(以下「銀行等」という。)の審査の結果、融資が受けられない場合が生じても一切異議を述べません。この場合に申込人が借入申込時に差し入れた借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書および関係書類は無効とし、かつ返却されないことに異議を述べません。
- 申込人は、当座貸越契約日(ご契約日)は、ローン口座開設日とし、銀行が記入するものとします。
- 申込人は、仮審査申込書と借入申込書・ご本人確認書類の記載内容が相違している場合には、「仮承認」が取り消しとなる場合があることについて異議を述べません。
- 申込人は、銀行および保証会社が自宅・勤め先・携帯電話に電話および郵送で連絡することを承諾するものとします。
- 申込人は、本取引の届出印は、口座ありタイプの場合は返済用預金口座の届出印、口座なしタイプの場合は本書に押印する印鑑を銀行に対する本貸出取引に使用する届出印とすることに同意します。
- 私は、FAXによる申込の場合、銀行において判読可能な状態で受信し印字された書面が申込書・契約書の原本となることに同意します。

■必ずお申込人が本人さまが、黒色ボールペンで直筆にて太枠内の項目をはっきり正確にご記入ください。
お名前および金額の訂正はできませんので、新しい用紙をご利用ください。

私は、標記ローンを申込むにあたり、上記記載事項および別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」の各条項を理解したうえで同意します。	ご署名(自署)	お申込日	令和	年	月	日
		ご契約日 (銀行記入)	令和	年	月	日

契約内容	貸越極度額 ※ (10万円単位)	万円	保証区分 ※ <input type="checkbox"/> 保証会社保証なし <input type="checkbox"/> ㈱オリエントコーポレーション保証付 <input type="checkbox"/> SMBCコンシューマーファイナンス ㈱保証付 <input type="checkbox"/> アイフル㈱保証付	契約期間	1年(自動更新)
	利率 ※ (保証料を含む)	年 %		取引目的	融資
				返済方法	別紙「但馬銀行カードローン当座貸越契約規定」をご覧ください。

※「貸越極度額」、「利率」、「保証区分」は、当行より審査結果をご連絡した際にお知らせした内容をご記入ください。

ご返済タイプ	<input type="checkbox"/> 口座あり	<input type="checkbox"/> 口座なし <input checked="" type="checkbox"/> 口座ありタイプの方はご記入ください。	ご返済用 口座	取引支店名	支店	口座番号 (普通預金) ※右詰めで記入				
	<input type="checkbox"/> 口座なし		※口座なしタイプの方の取引店番は 373 となります。							

お名前	フリガナ	届出印	印	性別	男・女	生年月日	昭和	年	月	日
ご自宅住所	フリガナ									
電話番号	ご自宅	有・無		携帯電話	有・無					

振込融資をご希望の方 契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみご記入ください。
ご契約時に、ご指定の口座※に振込希望金額(貸越極度額を上限)をお振込みいたします。
※口座ありタイプの方は、ご返済用口座となります。

〈口座なしタイプの方のみ〉

振込希望金額	振込先(本人名義のみ)	普通預金口座番号(右詰め)
万円	銀行 信用金庫	支店

※振込先の口座名義がカードローンのご契約者名と同一でない場合、振込できませんのでご注意ください。

暗証番号
5枚目にご記入ください

(銀行使用欄)

保証番号	取引時確認済の確認方法	確認者印	決裁印	合議印	役席者印	受付印
	<input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> C/D <input type="checkbox"/> 面識有り	<input type="checkbox"/> 届出印 <input type="checkbox"/> 公的書類 <input type="checkbox"/> 申告	可 否			

但馬銀行カードローン 暗証番号届出書

株式会社 但馬銀行 御中

暗証番号のご記入について

ご記入いただく暗証番号が、連続した数字（『0000』など）や生年月日、電話番号など推測されやすい番号の場合は、お受付できませんので、ご注意ください。

※受付できない暗証番号をご記入いただくと、暗証番号の変更をお願いするため、お手続きに時間がかかる場合がございます。

お名前	フリガナ	届出印	印
ご自宅住所	フリガナ 〒	—	

私がカード取引に使用する暗証番号を右記のとおりにお届けします。

暗証番号			

ローンカード種類	64 (但馬銀行カードローン)	カード交付方法	1 (郵送)	発行理由	1 (新規)
----------	--------------------	---------	-----------	------	-----------

RQ48650

ご本人確認書類 提出用台紙

運転免許証、個人番号カード等のカード型本人確認書類については、コピーを下記の枠内に貼付ください。
他の本人確認書類をご用意される方は、貼付せずに送付ください。

表面

裏面

運転免許証の裏面に変更事項の記載がある
場合、裏面のコピーを貼付ください。

ご本人確認書類は必ず鮮明にコピーしてください。

(写真部分、運転免許証の有効期限部分等、黒くつぶれやすいため、特にご注意ください。)

- ⚠ 不鮮明な箇所がある場合、不足部分がある場合等、再度ご提出をお願いする場合がございます。
※再提出後のご契約手続きとなります。

ご本人確認書類について

現在有効で、かつ氏名・住所・生年月日が記載された、次のいずれかの顔写真付公的本人確認書類のコピー

- 運転免許証(表面。変更事項のある方は両面)
- パスポート(写真および住所のページ)
- 個人番号カード(表面。通知カードは不可)

※外国人の方は、上記のいずれかの書類に加え、永住許可を受けていることが分かる書類

但馬銀行カードローン借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書

株式会社 但馬銀行 御中
保証委託先 株式会社オリエントコーポレーション 御中
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 御中
アイフル株式会社 御中

申込人は、株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。)に別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」に同意のうえ、下記のとおりローンの申込をします。なお、株式会社オリエントコーポレーション保証付により取扱う場合は、株式会社オリエントコーポレーションに対して、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社保証付により取扱う場合は、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社に対して、アイフル株式会社保証付により取扱う場合は、アイフル株式会社に対して保証を委託(保証委託先を以下「保証会社」という。)するものとし、借入金額その他の条件は、銀行宛提出の当座貸越契約書によって確定し、また、保証条件は保証会社宛提出する保証委託契約書に基づき、各々その条項に従い債務弁済の義務を履行することを約束いたします。また、この申込にあたり、以下の条項に同意いたします。

- 申込人は、銀行および保証会社(以下「銀行等」という。)の審査の結果、融資が受けられない場合が生じても一切異議を述べません。この場合に申込人が借入申込時に差し入れた借入申込書兼当座貸越契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書および関係書類は無効とし、かつ返却されないことに異議を述べません。
- 申込人は、当座貸越契約日(ご契約日)は、ローン口座開設日とし、銀行が記入するものとします。
- 申込人は、仮審査申込書と借入申込書・ご本人確認書類の記載内容が相違している場合には、「仮承認」が取り消しとなる場合があることについて異議を述べません。
- 申込人は、銀行および保証会社が自宅・勤め先・携帯電話に電話および郵送で連絡することを承諾するものとします。
- 申込人は、本取引の届出印は、口座ありタイプの場合は返済用預金口座の届出印、口座なしタイプの場合は本書に押印する印鑑を銀行に対する本貸出取引に使用する届出印とすることに同意します。
- 私は、FAXによる申込の場合、銀行において判読可能な状態で受信し印字された書面が申込書・契約書の原本となることに同意します。

■必ずお申込人ご本人さまが、黒色ボールペンで直筆にて太枠内の項目をはっきり正確にご記入ください。
お名前および金額の訂正はできませんので、新しい用紙をご利用ください。

私は、標記ローンを申込むにあたり、上記記載事項および別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」の各条項を理解したうえで同意します。	ご署名(自署)	お申込日	令和	年	月	日
		ご契約日 (銀行記入)	令和	年	月	日

契約内容	貸越極度額※ (10万円単位)	万円	保証区分※	<input type="checkbox"/> 保証会社保証なし	契約期間	1年(自動更新)
	利率※ (保証料を含む)	年 %		<input type="checkbox"/> ㈱オリエントコーポレーション保証付 <input type="checkbox"/> SMBCコンシューマーファイナンス ㈱保証付 <input type="checkbox"/> アイフル㈱保証付		取引目的
					返済方法	別紙「但馬銀行カードローン当座貸越契約規定」をご覧ください。

※「貸越極度額」、「利率」、「保証区分」は、当行より審査結果をご連絡した際にお知らせした内容をご記入ください。

ご返済タイプ	<input type="checkbox"/> 口座あり	ご返済用 口座	取引支店名	支店	口座番号 (普通預金) ※右詰めで記入				
	<input type="checkbox"/> 口座なし								

※口座ありタイプの方はご記入ください。
※口座なしタイプの方の取引店番は 373 となります。

お名前	フリガナ	届出印	性別	男・女	生年月日	昭和 平成	年	月	日
ご自宅住所	フリガナ								
電話番号	ご自宅	有・無			携帯電話	有・無			

振込融資をご希望の方 契約と同時に振込によるお借入を希望する方のみご記入ください。
ご契約時に、ご指定の口座※に振込希望金額(貸越極度額を上限)をお振込みいたします。
※口座ありタイプの方は、ご返済用口座となります。

〈口座なしタイプの方のみ〉

振込希望金額	振込先(本人名義のみ)	普通預金口座番号(右詰め)
万円	銀行 信用金庫	支店

※振込先の口座名義がカードローンのご契約者名と同一でない場合、振込できませんのでご注意ください。

暗証番号

5枚目にご記入ください

このページはご契約内容のお客さま控えとなりますので、大切に保管してください。

4. 当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	CIC	JICC
	JICC	CIC
当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	全国銀行個人信用情報センター (https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL. 03-3214-5020	同左

5. 個人信用情報機関に登録する個人情報は、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は総額額、支払回、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の存続、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他の各加盟する個人信用情報機関が定める情報とします。

6. 申込者は、本契約について支払停止の抗弁を行う場合、その全部又は一部の個人信用情報機関による抗弁に関する調査期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。

7. 当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

第4条(個人情報の提供・利用)

申込者は、当社が下の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

第1条の個人情報(その関連会社を含む)、特定の会社、特定の会社、信託会社(信託銀行を含む)、債権回収会社(以下これらを総称して「金融機関等」という。)(注2)。

第三者の利用目的
当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。

2. 提供する第三者
申込者が利用する販売店(役務提供事業者、リース会社等を含む)及び当社の提携先(本契約が提携商品による契約の場合に限る)。

第三者の利用目的
①本契約及び商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく申込者に対するサービスの履行、権利の行使、紛争等の防止及び調査・解決のため。②本契約又はカードショッピングの精算のため。③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。④商品開発、市場動向調査・研究のため。

提供する個人情報
第1条の個人情報(注2)のうち必要な範囲。

3. 提供する第三者
第三者の利用目的
提供する個人情報
第1条の個人情報のうち必要な範囲。

4. 提供する第三者
第三者の利用目的
提供する個人情報
第1条の個人情報のうち必要な範囲。

個人情報の取扱いに関する同意条項 (保証会社用) SMBCコンシューマーマーファイナンス株式会社

申込人(契約成立後の契約者を含む、以下同じ。)、株式会社但馬銀行の取扱い但馬銀行カードローン借入申込書の申込(本契約を含む)以下総称して「当該取扱い」という。に係る以下の個人情報を株式会社但馬銀行(以下「銀行」という。)およびSMBCコンシューマーマーファイナンス株式会社(以下「保証会社」という。、銀行と保証会社を一括して「銀行等」という。))が以下の通り取扱うことに同意します。

第1条 個人情報の信用情報機関への提供・登録・使用について

1. 【個人情報の使用】
申込人は、銀行等が加盟する信用情報機関(以下「加盟先機関」という。)および加盟先機関と提携する信用情報機関(以下「提携先機関」という。)に申込人の個人情報(加盟先機関および提携先機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、加盟先機関および提携先機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報、登録記載の情報、貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。以下同じ。)(登録される場合には、当該取扱いおよび契約継続中において、銀行等が当該個人情報の提供を受け、与信取引上の判断(返済状況及び担保差入れに関する基本方針(注))に従い、以下の通り取扱うことに同意します。ただし、銀行等は銀行法施行規則第13条の6の6並びに同条6-7、保証会社は貸金業法その他の関係法令等に基づき、それ以外の目的には使用しません。

2. 【個人情報の信用情報機関への提供】
申込人は、銀行等が、申込人に係る当該取扱いに基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、返済済済等)および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、強制履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を加盟先機関に提供することに同意します。

3. 【個人情報の登録・他会員への提供】
申込人は、加盟先機関が、当該個人情報を下記に定める期間登録し、加盟先機関および提携先機関の会員からの照会に応じて提供することに同意します。なお、提供を受けた加盟先機関および提携先機関の会員は、当該個人情報と与信取引上の判断のために使用し、銀行法施行規則第13条の6の6の6並びに同条6-7、貸金業法、債権回収法その他の関係法令等に基づき、それ以外の目的には使用しません。

4. 【開示等の手続】
申込人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等(以下「開示請求等」という。))の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

5. 【加盟先機関】
銀行が加盟する信用情報機関の名称および連絡先は、以下の通りです。

全国銀行個人信用情報センター (KSC)
Tel 03-3214-5020
https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社日本信用情報機構 (JICC)
Tel 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/
保証会社加盟する信用情報機関の名称および連絡先は、以下の通りです。

株式会社日本信用情報機構 (JICC)
Tel 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/
株式会社シー・アイ・シー (CIC)
Tel 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/

6. 【提携先機関】
全国銀行個人信用情報センターと株式会社日本信用情報機構ならびに株式会社シー・アイ・シーは、相互に提携しております。

第2条 個人情報の利用目的について

銀行等は、お客様の個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

1. 銀行等における「犯罪」による収益の移転防止に関する法律に基づく申込人の確認等や金融商品やサービスの利用にかかわる資格等の確認のため

2. 現在および将来における銀行等の与信判断のため

3. 銀行等の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため

4. 銀行等の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため

5. 銀行等とお客様の取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため

6. 銀行等の与信に係る商品およびサービスのご案内のため

7. 銀行等内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため

第3条 個人情報の第三者への提供について

銀行等は、以下の範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

1. 提供する第三者の範囲

(1) 銀行および保証会社相互間

(2) 銀行の有価証券報告書に記載されている子会社および関連会社

(3) 第三者に提供される情報の内容

申込人の当該取扱いおよび契約に基づく個人情報(ここでは、申込日・申込商品種別等の申込事実情報、申込人の氏名、生年月日、住所、電話番号・勤務先番号、勤務先住所等の本人特定情報、収入、支出、資産・負債、職業等の与信に関する情報、貸付日・貸付金額・入金日・残高金額、延滞、返済済済等の個人特定情報、収入、支出、資産・負債、職業等の与信に関する情報、貸付日・貸付金額・入金日・残高金額、延滞、返済済済等の個人特定情報)を加盟先機関に提供することに同意します。

個人情報の取扱いに関する同意条項 (保証会社用) アイフル株式会社

申込人(契約成立後の契約者を含む、以下同じ。)、は、申込(契約を含む、以下総称して「当該取扱い」という。)に係る個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ。)を株式会社但馬銀行(以下、「銀行」という。))およびアイフル株式会社(以下、「保証会社」という。))また、銀行と保証会社を一括して「銀行等」という。が、銀行等の個人情報保護に関する基本方針(注))に従い、以下の通り取扱うことに同意します。

第1条 個人情報の信用情報機関への提供・登録・使用について

1. 【個人情報の使用】
申込人は、銀行等が加盟する信用情報機関(以下「加盟先機関」という。)および加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という。))ならびに提携先機関(以下、「加盟先機関」という。))に申込人の個人情報(加盟先機関および提携先機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、加盟先機関および提携先機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報、登録記載の情報、貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。以下同じ。)(登録される場合には、当該取扱いおよび契約継続中において、銀行等が当該個人情報の提供を受け、与信取引上の判断(返済状況及び担保差入れに関する基本方針(注))に従い、以下の通り取扱うことに同意します。ただし、銀行等は銀行法施行規則第13条の6の6の6並びに同条6-7、保証会社は貸金業法その他の関係法令等に基づき、それ以外の目的には使用しません。

2. 【個人情報の信用情報機関への提供】
申込人は、銀行等が、申込人に係る当該取扱いに基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、返済済済等)および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、強制履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を加盟先機関に提供することに同意します。

3. 【個人情報の登録・他会員への提供】
申込人は、加盟先機関が、当該個人情報を下記に定める期間登録し、加盟先機関および提携先機関の会員からの照会に応じて提供することに同意します。なお、提供を受けた加盟先機関および提携先機関の会員は、当該個人情報と与信取引上の判断のために使用し、銀行法施行規則第13条の6の6の6並びに同条6-7、貸金業法、債権回収法その他の関係法令等に基づき、それ以外の目的には使用しません。

4. 【開示等の手続】
申込人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

名称	所在地	問合せ電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター(個信センター)	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
(株)日本信用情報機構(JICC)	〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
(株)シー・アイ・シー(CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストエース15階	0120-810-414	https://www.cic.co.jp/

銀行は個人センターおよびJICCに保証会社はJICCおよびCICに加盟しています。

2. 【個人情報の加盟先機関への提供】
申込人は、銀行等が、当該取扱いに基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許等の記号番号等))、当該取扱いに関する情報(申込日、申込商品種別、契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、返済済済等)および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、強制履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を加盟先機関に提供することに同意します。

3. 【個人情報の登録】
申込人は、加盟先機関が下表のとおり、個人情報を登録することに同意します。

名称	登録する情報	登録期間
個信センター	①本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先)	②—のいずれかが登録されている期間
	③当該取扱いの申込に係る情報(申込の内容等)	銀行が信用情報を利用した日から5年を超えない期間
	④返済内容および返済状況に関する情報(入金の日、有無、延滞、代位弁済、強制回収手続等の事実を含む)	当該取扱い期間中および当該取扱い終了日(完済されていない場合は完済日から5年を超えない期間)
	⑤不渡情報(手形交換所の第1回目不渡、取引停止処分)	第1回目不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は当該処分日から5年を超えない期間
	⑥官報情報(官報に公告された破産・民事再生手続開始決定等)	当該決定日から10年を超えない期間
	⑦登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
JICC	⑧本人確認資料の紛失・盗難、貸付自衛等の本人申告情報	登録日から5年を超えない期間
	⑨本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許等の記号番号等)	契約内容に関する情報等が登録されている期間
CIC	⑩契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)	契約継続中および契約終了後5年以内

名称	住所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麹町5-2-1 5階	03-3222-0277
オリアファースト債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-21 新宿TXビル8階	03-6233-3180

(注2)金融機関等との具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・区分に関する情報その他の他監査・調査・分析等当社内部の業務のために利用・記録される情報等、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当する当社が判断した個人情報については、開示いたしません。

2. 当社が個人情報を開示した結果、客観的事実上について「正・不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実が訂正・削除されることに応じます。但し、客観的事実以外的事項に関してはこの限りではありません。

3. 当社が個人情報を開示した結果、客観的事実上において「正・不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実が訂正・削除されることに応じます。但し、客観的事実以外的事項に関してはこの限りではありません。

4. 申込者は、本契約が不成立の場合、本契約が不成立した結果、客観的事実上において「正・不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実が訂正・削除されることに応じます。但し、客観的事実以外的事項に関してはこの限りではありません。

5. 申込者は、本契約が不成立の場合、本契約が不成立した結果、客観的事実上において「正・不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実が訂正・削除されることに応じます。但し、客観的事実以外的事項に関してはこの限りではありません。

第6条(本条項に不同意の場合)

申込者は、本契約が不成立の場合、本契約が不成立した結果、客観的事実上において「正・不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実が訂正・削除されることに応じます。但し、客観的事実以外的事項に関してはこの限りではありません。

第7条(利用中止の申し出)

申込者は、本契約が不成立の場合、本契約が不成立した結果、客観的事実上において「正・不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実が訂正・削除されることに応じます。但し、客観的事実以外的事項に関してはこの限りではありません。

第8条(本条項が不成立の場合)

申込者は、本契約が不成立の場合、本契約が不成立した結果、客観的事実上において「正・不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実が訂正・削除されることに応じます。但し、客観的事実以外的事項に関してはこの限りではありません。

第9条(お問合せ窓口)

本条項に関するお問合せ及び第5条の開示・訂正・削除の請求並びに第7条の利用中止のお申し出は、下記のお問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、個人情報保護責任者を設置しております。

第10条(条項の変更)

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【お問合せ窓口】

株式会社オリエントコーポレーション (http://www.orico.co.jp/)
お客様相談室
TEL 012-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地2
TEL 03-5275-0211

第4条 金融商品等及びサービスののご案内について

銀行等は、申込人の個人情報について、下記の目的で適正に利用いたします。ただし、申込人が銀行等からの下記金融商品等及びサービスののご案内を希望されない場合は、次の場合を除き、銀行等からのご案内いたしません。

(1) 第2条第6号のご案内を行うとき

(2) 申込人が銀行等が「アコム」に提供された個人情報に金融商品等及びサービスののご案内を行うとき

(目的) 銀行の有価証券報告書に記載されている子会社および関連会社、銀行および保証会社のホームページで公表している関係会社および提携先が現在または将来取り扱う預金、ローン、投資信託、保険・引当、株式・債券等販売、デパート取引、商品・ギフト、オプション取引、クレジットカード等の金融商品(注)(以下総称して「金融商品等」といいます。))およびサービスをお客様に案内するについて

第5条 お問い合わせ窓口について

銀行の窓口：株式会社但馬銀行 個人ローン部
TEL 0796-26-3104
保証会社の窓口：SMBCコンシューマーマーファイナンス株式会社「保証センター」
TEL フリーダイヤル 0120-023-034

(注)「銀行等の個人情報保護に関する基本方針」、「銀行の有価証券報告書に記載されている子会社および関連会社」、「銀行および保証会社のホームページで公表している関係会社および提携先」、「第4条に記載の「金融商品等」等は、銀行等のホームページで公表されています。

(表-1)

登録情報	登録期間		
	KSC	JICC	CIC
本人を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	契約内容に関する情報等が登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
本契約に係る申込をした事実として申込日・申込内容(契約が不成立になった場合を含む)	銀行が信用情報を利用した日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	保証会社が信用情報を照会した日から6ヶ月以内	保証会社が信用情報を照会した日(完済していない場合は完済日)から6ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内。ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は処分日から5年を超えない期間	—	—
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録した日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

③返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、返済済済等)

④取引事実に関する客観的な取引事実(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

⑤申込みに係る申込をした事実

⑥本契約に係る客観的な取引事実

⑦債務の支払いを延滞した事実

契約継続中および契約終了後5年以内

契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)

照会日から6ヶ月以内

個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内

契約期間中および契約終了後5年以内

契約期間中および契約終了後5年以内

4. 【個人情報の使用】

申込人は、加盟先機関および提携先機関に申込人の個人情報(加盟先機関の加盟会員によって登録される契約内容、破産手続開始決定等の公的記録情報、電話帳記載の情報、本人確認資料の紛失・盗難、貸付自衛等の本人申告情報、貸金業協会から登録を依頼された情報等を含む。以下総称して「個人情報」という。))を加盟先機関に提供することに同意します。加盟先機関が当該個人情報を提供を受けた場合は、返済状況等の個人情報を提供を受けた目的のために使用することに同意します。

5. 【個人情報の登録・他会員への提供】

申込人は、加盟先機関が、個人情報を加盟先機関および提携先機関の加盟会員に提供し、また、加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を返済または支払能力調査する目的のために使用することに同意します。

6. 【開示等の手続】
申込人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

第2条 個人情報の利用目的について

銀行等は、個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

1. 現在および将来における銀行等の与信判断のため

2. 銀行等の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため

3. 銀行等の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため

4. 銀行等の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため

5. 銀行等の与信に係る商品およびサービスのご案内のため

6. 銀行等内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため

第3条 個人情報の第三者への提供について

銀行等は、以下の範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

1. 提供する第三者の範囲

(1) 銀行および保証会社相互間

(2) 第三者に提供される情報の内容

申込人の当該取扱いに基づく個人情報(申込日、申込商品種別等の申込事実情報、申込人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先住所等の本人特定情報、収入、支出、資産・負債、職業等の与信に関する情報、貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、返済済済等の個人特定情報、収入、支出、資産・負債、職業等の与信に関する情報、貸付日・貸付金額・入金日・残高金額、延滞、返済済済等の個人特定情報)を加盟先機関に提供することに同意します。

2. 提供する第三者の範囲

(1) 銀行および保証会社相互間

(2) 第三者に提供される情報の内容

申込人の当該取扱いに基づく個人情報(申込日、申込商品種別等の申込事実情報、申込人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先住所等の本人特定情報、収入、支出、資産・負債、職業等の与信に関する情報、貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、返済済済等の個人特定情報、収入、支出、資産・負債、職業等の与信に関する情報、貸付日・貸付金額・入金日・残高金額、延滞、返済済済等の個人特定情報)を加盟先機関に提供することに同意します。

第4条 本約不同意の場合

申込人は、申込人が、本約款の内容の全部または一部を承認できない場合、当該取引をお断りすることがあります。

第5条 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせ

申込人は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・区分に関する情報その他の他監査・調査・分析等当社内部の業務のために利用・記録される情報等、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当する当社が判断した個人情報については、開示いたしません。

銀行：但馬銀行 個人ローン部 兵庫県豊岡市千代田1番1号 TEL 0796-26-3104
保証会社：お客様サービスセンター 東京都千代田区丸の内5条上高砂町38-1 TEL 0120-2010-2030
(注)「銀行等の個人情報保護に関する基本方針」、「お問い合わせ窓口」等は、銀行等のホームページで公表されています。

株式会社オリентコーポレーションにかかる保証委託約款

申込者は、次の各条項を承認の上、申込者が表記金融機関（以下「金融機関」という。）との表記カードローン契約（以下「カードローン契約」という。）により、金融機関に対して負担する債務について連帯保証すること、株式会社オリентコーポレーション（以下「保証会社」という。）に委託します。又、カードローン契約の内容及び変更があるときは、変更後の内容について保証を委託します。

第1条（保証委託）

1. 申込者は、カードローン契約に基づき申込者が金融機関に対して負担する債務の連帯保証を保証会社に委託します。
2. 前項の保証会社の連帯保証は、保証会社が連帯保証の承認の旨を金融機関に通知し、かつ、カードローン契約が成立した時にその効力が生ずるものとします。
3. 前項の保証会社の連帯保証は、金融機関・保証会社間で別途締結される保証契約の約定に基づき行われるものとします。
4. 本保証委託契約（以下「本契約」という。）の有効期間はカードローン契約の取引期間と同一としますが、カードローン契約の取引期間が延長又は更新されたときは、本契約の有効期間も当然に延長又は更新されるものとします。

第2条（保証債務の履行）

1. 申込者は、申込者が金融機関に対する債務の履行を遅滞したため、又は、金融機関に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、保証会社が申込者に対して何ら通知、催告することなく、金融機関に対し、保証債務の全部又は一部を履行することに同意します。
2. 申込者は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、申込者が金融機関との間で締結した契約のほか本契約の各条項を適用されも異議ありません。

第3条（求償権の事前行使）

1. 保証会社は、申込者について次の各号の事由の一つが生じたときは、保証会社は求償権を事前に行使できるものとします。
 - (1) 糞尿、仮葬、仮火葬、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けるとき、仮留置担保の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他の裁判上の倒産手続の申立てがあったとき、又は清算の手続きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - (3) 担保物件が滅失したとき。
 - (4) 被保証債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (5) 金融機関又は保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - (6) 第10条第1項に規定する暴力団等若しくは同項各号に該当したとき、若しくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定若しくは表明・確約に関して虚偽の申告をしたとき。
 - (7) 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等申込者の責に帰すべき事由によって、保証会社において申込者の所在が不明となったとき。
2. 前号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるものとします。

第4条（求償権の範囲）

申込者は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。

第5条（返済の充当順序）

申込者は、申込者が保証会社に対する弁済額が本契約に基づき生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が優先的に受取れるものとします。なお、申込者について、保証会社に対して本契約以外に債務があるときも同様とします。

第6条（担保の提供）

申込者は、自己の資力並びに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるものとします。

第7条（住所の変更等）

1. 申込者は、その氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更が生じたとき、若しくは申込者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書を添付の上、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。

SMBCコンシューマーマーファイナンス株式会社にかかる保証委託約款

私は、次の各条項に同意のうえ、株式会社但馬銀行（以下「金融機関」という。）との、但馬銀行カードローン当座貸越契約規定（当座貸越規定）（以下「ローン契約」という。）に基づき私が金融機関等に対して負担する債務について、保証委託者としてSMBCコンシューマーマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」という。）に保証を委託します。

第1条（保証委託）

1. 本契約に基づき保証（以下「本保証委託契約」という。）は、保証委託者からの申込みを保証会社が承諾したときに成立するとします。
2. 保証委託者が保証会社に保証を委託する債務（以下「被保証債務」という。）の範囲は、ローン契約に基づき保証会社が金融機関等に対して負担する借入金、利息、損害金その他の一切の債務とし、ローン契約の内容が変更されたときは、本保証委託契約も当然に変更されるものとします。
3. 本保証委託契約の有効期間は、ローン契約の有効期間と同一とし、ローン契約の有効期間が延長されたときは、当然に本保証委託契約の有効期間も延長されるものとします。

第2条（保証会社による保証）

保証会社による保証は、保証会社が保証することを適当と認め、保証を行うことと決定をした後、ローン契約が有効に成立したときに効力が生ずるものとします。

第3条（債務の弁済等）

保証委託者は、ローン契約の各条項を遵守し、弁済期日には元金共に遅滞なく支払い、保証会社に一切負担をかけるものとします。

第4条（代位弁済）

1. 保証会社が金融機関等から代位弁済を求められた場合、保証委託者が金融機関等からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ保証会社に対して通知した場合を除き、保証会社は、保証委託者に対する通知の催告を要せず、金融機関等に対し被保証債務の全部または一部を弁済することができるものとします。
2. 保証会社が金融機関等に代位弁済した場合、金融機関等が保証委託者に対して有しているローン契約に基づく一切の権利が保証会社に承継されるものとします。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、ローン契約および本保証委託契約の各条項が適用されるものとします。

第5条（求償権の範囲）

前条により保証会社が金融機関等に代位弁済した場合、保証委託者は、次の各号に定める諸費用等について弁済の責を負い、その合計額を直ちに保証会社に支払うものとします。

1. 前条により保証会社から請求された金額
2. 保証会社が代位弁済のために要した費用の額
3. 前2項の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から求償債務の履行が完了する日までの年14.6%（年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合は年366日の日割計算）の割合による遅延損害金の額
4. 保証会社が保証委託者に対し、前各号の金額を請求するために要した費用の額

第6条（求償権の事前行使）

1. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、保証委託者に対して、残債務の全部または一部について求償権を行使することを怠らざるものとします。
 - ①金融機関等または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき
 - ②保佐人、強制執行、競売の申立て、破産手続開始の申立て、特定滞停の申立て、民事再生手続開始その他これらに関する申立て
 - ③相次公課の滞納処分または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があったとき
 - ⑤その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき
2. 保証委託者は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、ローン契約に基づき債務または被保証債務について供託し（以下「担保」といいます。）を要し、求償に応じ、かつ、保証会社に担保し、担保の提供またはローン契約に基づく債務の免責を請求しなものとします。ただし、保証委託者が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの前項の求償権の行使に応じないことができるものとします。

第7条（返済の充当順序）

1. 保証委託者が弁済して提供した給付が、本保証委託契約に基づく保証会社に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、保証委託者は、支払の順序について保証会社に同意するものとします。ただし、保証会社との合意が、かつ、保証委託者から充当の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。
2. 保証委託者が保証会社に対して複数の債務（本保証委託契約に基づくものであるか否かを問わない）を負担している場合において、保証委託者が弁済して提供した給付が、それらすべての債務を消滅させるに足りないときは、保証委託者は、支払の順序について保証会社に同意するものとします。ただし、保証会社との合意が、かつ、保証委託者から充当の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。

第8条（本契約の解約）

1. ローン契約または本保証委託契約の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、本保証委託契約を解約することができるものとします。

2. 申込者は、前項の通知を通知し、保証会社からの通知又は送付書類等が延滞又は不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ありません。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。

第9条（調査・報告）

1. 保証委託者の財産、収入、経営、負債、業績等について保証会社が情報の提供を求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力いたします。

2. 申込者は、その財産、収入、信用等を保証会社又は保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

第9条（保証委託契約の解約等）

1. 保証委託者は、申込者と金融機関との間のカードローン契約に定める取り期間満了前においても、申込者が第3条第1項各号の事由に該当した場合は、保証会社が必要と認めた場合は、次の措置をとることができるものとします。
 - (1) 金融機関に対し貸付額の減額を申し入れること。
 - (2) 金融機関に対し貸付金の中止を申し入れること。
 - (3) 保証委託契約を解約すること。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、申込者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロウ又は特殊能力者集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されべき関係を有すること
2. 申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 申込者が、暴力団員等若しくは第1項各号に該当した場合、又は第2項各号の何れかに該当する行為をし、若しくは第1項の規定に基づき表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができるものとします。また、保証委託者に対する損害を請求することができるものとします。この場合、申込者は、申込者に損害が生じたときでも、保証会社に対して何らの請求をしないものとします。

第11条（費用の負担）

申込者は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用、及び第2条又は第3条によって取得した権利の保全若しくは行使に要した費用を負担します。

第12条（管轄裁判所の合意）

申込者は、本契約について紛争が生じた場合、訴訟等のいかなるかわからず申込者の住所地、金融機関及び保証会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第13条（契約の変更）

1. 保証委託者は、民法第548条の4の規定に従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知し加入後、本契約を変更することができるものとします。

第14条（管轄裁判所の合意）

申込者は、本契約について紛争が生じた場合、訴訟等のいかなるかわからず申込者の住所地、金融機関及び保証会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(お問合せ窓口)
株式会社オリентコーポレーション
お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 TEL 03-5275-0211

2. 前項により本保証委託契約を解約した場合でも、保証委託者が既にローン契約に基づき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務に係る被保証債務は存続するものとします。

第9条（報告および調査への協力）

1. 保証委託者は、保証会社から保証委託者の財産、職業、地位および保証委託者が経営する会社の経営状況等について報告または調査を求められた場合は、直ちに保証会社に報告し、資料閲覧等の調査に協力するものとします。
2. 保証委託者は、前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、直ちに保証会社に通知し、保証会社の指示に従うものとします。
3. 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、保証委託者は、直ちに保証会社に届け出るものとします。

4. 保証委託者が前項の届出を怠った場合、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延滞し、または到着しなかった場合、通常到達すべきときに到着したものとします。
5. 債権保全等の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、保証委託者の住居等を取得できるものとします。

第10条（公正証書の作成）

保証委託者は、保証会社の請求があった場合は、直ちに強制執行を受け旨を記載した求償債務に関する公正証書作成のための一切の手続を行うものとします。

第11条（費用の負担）

保証委託者は、保証会社が債権保全のために要した費用ならびに第4条および第6条によって取得した権利の保全または行使に要した費用を負担するものとします。なお、当該費用の支払いは保証会社の所定の方法に従うものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 保証委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロウ、特殊能力者集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないことおよび次の何れにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されべき関係を有すること
2. 保証委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ③風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - ④その他前各号に準ずる行為
3. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は本保証委託契約を解約することができるものとします。
 - ①第1項各号のいずれかに該当することが認められたとき
 - ②第1項に基づき表明・偽計の申告を行ったことが判明したとき
 - ③前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
 - ④前項の適用により、保証委託者に損害が生じたとしても、保証委託者は保証会社にならぬ請求をしないものとします。

第13条（権利義務の譲渡等）

保証委託者は、本保証委託契約に基づく権利または義務を第三者に譲り渡しもしくは移転させ、または担保に供することができるものとします。

第14条（管轄裁判所の合意）

申込者は、本契約について訴訟等のいかなるかわからず保証会社の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第15条（本保証委託契約の変更）

次の各号のいずれかに該当する場合、保証会社は、本保証委託契約を変更する旨、変更内容および効力の発生時期を保証会社のホームページで（第2項の場合はあらかじめ）公表するほか、必要があるときは、保証会社が相当と認める方法で周知するとともに、本保証委託契約の内容を変更することができるものとします。

- ①変更内容が保証委託者の一般の利益に適合すること
- ②変更内容が本保証委託契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであること

アイフル株式会社にかかる保証委託約款

委託者は株式会社但馬銀行（以下、「甲」という。）との表記カードローン（当座貸越）契約（以下「本契約」という。）に基づき債務の保証をアイフル株式会社（以下、「乙」という。）に委託することにつき、次の各条項を確約します。

第1条（保証委託）

1. 委託者は、乙に、甲との間の表記の要項による本契約に基づく債務の保証を委託します。
2. 前項の保証は、甲乙間の約定に基づいて行われるものとします。
3. 委託者は、本契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。

第2条（保証範囲）

委託者が前条第1項の保証により借入をするときは、乙所定の保証料を甲乙間で定める支払方法に従い支払います。

第3条（担保の提供）

1. 委託者の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、直ちに乙に通知し、乙の承諾した連帯保証人をたてたは相当の担保を差入れます。
2. 乙に申し入れた担保は必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により乙において処分できるものとします。

第4条（求償権の事前行使）

1. 委託者が、次の各号の一つに該当したときは、乙は第6条第1項の弁済前に求償権を行使することができるものとします。
 - (1) 特別清算、差押もしくは競売の申立てを受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算の手続きに入ったとき
 - (2) 公相公課につき差押または保全差押を受けたとき
 - (3) 届出した手形、小切手が不渡りとなったとき
 - (4) 担保物件が滅失したとき
 - (5) 債務の全部でも履行を遅滞したとき
 - (6) 甲または乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき
 - (7) 乙に対する住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙において委託者の所在が不明となつたとき
 - (8) その他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
2. 前項により求償権を行使する場合には、委託者は民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合にも同様とします。

第5条（中止・解約）

1. 委託者が前条第1項の各号の一つに該当しまたは甲乙間の契約が解約されたときは、乙が委託者の同意なしに保証を中止または解約することができるものとします。
2. 委託者は、前項より乙が中止または解約されたときは、直ちに債務の弁済その他必要な手続きをとり、乙に負担をかけるものとします。

第6条（代位弁済）

1. 委託者が甲に対する債務の全部または一部の履行を遅滞したため、またはその他甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙は保証料を甲に請求し、甲は保証料を乙に請求し、乙は保証料を甲に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法・金額等について甲乙間の約定に基づいて弁済されも異議ありません。
2. 乙の前項の弁済によって甲に代位の権利の行使に関しては、委託者が甲との間で締結した契約のほか、本契約の各条項が適用されます。

第7条（求償権の範囲）

乙が前条第1項の請求を受けたときは、委託者は、乙に対してその弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日から償還までの期間にわたる遅延損害金ならびに遅延の日に付するべき費用その他の損害を償還します。この場合の遅延損害金は、1年を365日（閏年は年366日）とし日割計算によるものとします。

第8条（弁済の充当順序）

委託者の弁済した金額が、本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。なお、委託者について、乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

第9条（調査・報告）

1. 委託者の氏名、住所、電話番号、職業等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面により通知し、乙の指示に従います。
2. 委託者が保証料を支払うため、乙が委託者から届出する届出のあった氏名、住所に窮て通知または送付書類を発送した場合、延滞または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
3. 財産・経営・業況等について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、また乙の指示に従います。
4. 乙が委託者について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議ありません。

5. 委託者の財産の調査について、乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として、市区町村の固定資産台帳等の簿記を閲覧するものと同意します。
6. 委託者の所在地の調査について、乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として、住民票および戸籍謄（抄）本を請求することに同意します。
7. その指示に従います。
8. 乙の請求が、乙としては、本契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行をうけるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な手続を行います。

第10条（費用の負担）

乙が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使、もしくは他に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、乙の請求により直ちに償還します。

第11条（借入目的）

乙の保証は甲乙甲と取引することについては、本契約のほか、委託者と甲の間で締結した当座貸越契約（カードローン）の各条項に従うものとし、当座貸越契約（カードローン）の契約内容が変更されたときは、本契約の内容も当然に変更されるものとします。

第12条（契約の変更）

乙の保証は甲乙甲と取引することについては、本契約のほか、委託者と甲の間で締結した当座貸越契約（カードローン）の各条項に従うものとし、当座貸越契約（カードローン）の契約内容が変更されたときは、本契約の内容も当然に変更されるものとします。

第13条（求償権の譲渡）

乙の都合により求償権を第三者に譲渡することについて異議ありません。

第14条（管轄裁判所の合意）

訴訟行為については、乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所を以て専属的合意管轄裁判所とします。

口座なしタイプ ご利用のご案内

お借入れ・ご返済

当行、ゆうちょ銀行、イオン銀行および以下のコンビニATMでお借入・ご返済いただけます。

ご利用いただけるコンビニATM



- ※お借入は、上記のATMのほか、全国の提携金融機関のATMでも可能です。
- ※ATMからのお借入(出金)はご利用時間、ご利用機関により所定の手数料が必要となります。ご返済(入金)時には、ATM入金手数料は無料です。
- ※1日あたりの出金限度額がございますので、あらかじめご了承ください。(カードお届け時50万円。窓口で変更可能です。)
- ※コンビニATMのご利用時間について、毎月第1・第3月曜日の2:00~6:00はご利用いただけません。
また、システムメンテナンスなどにより、ご利用いただけない時間帯があります。
- ※ATMの稼働日・稼働時間は、店舗およびご利用機関等によって異なります。

ご返済額

毎月のご返済額は、前回約定返済後のお借入残高に応じて変わります。
 前回約定返済後のお借入残高に応じたご返済額(約定返済額)は次のとおりです。
 なお、前回約定返済後のお借入残高が2千円未満の場合は、前回約定返済後の千円未満を切り捨てた千円単位の金額となります。
 ※ご返済期日までに、約定返済額以上のご返済をいただくと、約定返済となります。

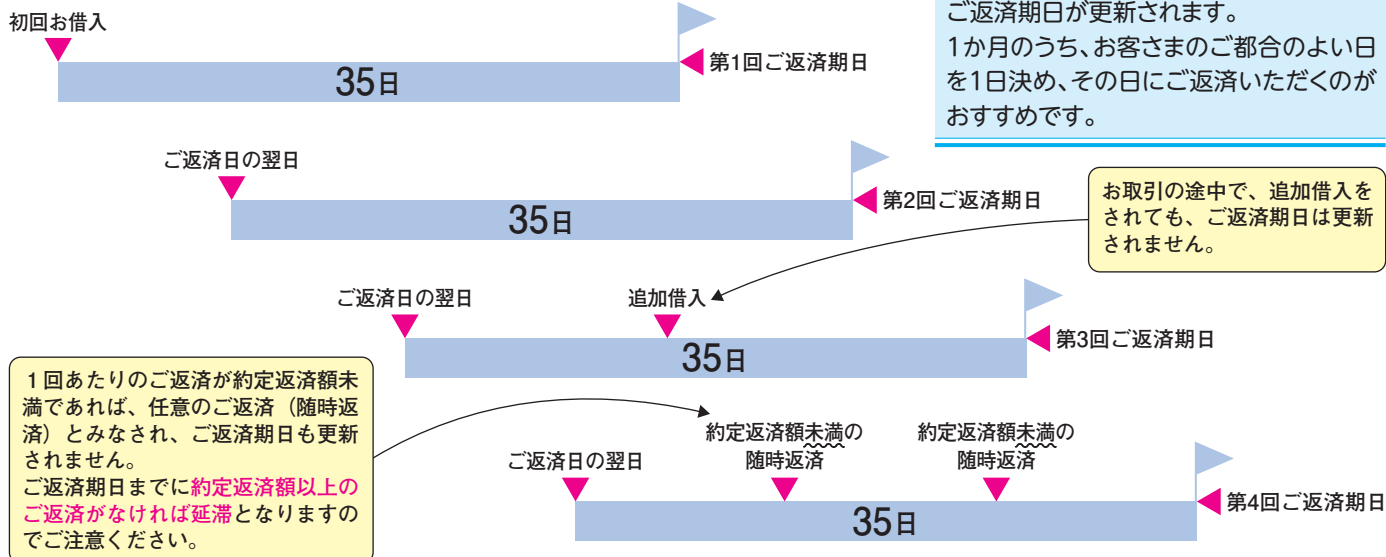
前回約定返済後の貸越残高	約定返済金額	前回約定返済後の貸越残高	約定返済金額
2千円以上10万円以下	2,000円	200万円超300万円以下	40,000円
10万円超30万円以下	5,000円	300万円超400万円以下	50,000円
30万円超50万円以下	10,000円	400万円超500万円以下	60,000円
50万円超100万円以下	20,000円	以降 貸越残高100万円増加するごとに1万円増加	
100万円超200万円以下	30,000円	900万円超	110,000円

1回の操作でのご入金額が約定返済額未満の場合は随時返済の扱いとなり、約定返済期間中のご返済合計額が約定返済額を超えた場合でも、約定のご返済がないものとして延滞となりますのでご注意ください。

ご返済日

初回ご返済期日は、お借入日の翌日から35日目です。その後は、前回ご返済日の翌日から35日目のご返済期日となります。

ご返済イメージ



口座ありタイプ ご利用のご案内

お借入れ

当行、ゆうちょ銀行、イオン銀行、全国の提携金融機関および右のコンビニATMでお借入いただけます。
1,000円からご利用いただけます。



自動融資機能付

返済用にご指定の普通預金口座からの預金のお引出しや、公共料金等の口座振替により残高が不足した場合に、不足額をご利用限度額の範囲内で自動的にご融資いたします。

※積立定期預金、定期預金、貯蓄預金、投資信託への振替資金および当行お借入金の返済資金は、自動融資されません。

- ※1日あたりの出金限度額がございますので、あらかじめご了承ください。(カードお届け時50万円。窓口で変更可能です。)
- ※ATMからのお借入(出金)はご利用時間、ご利用機関により所定の手数料が必要となります。ご返済(入金)時には、ATM入金手数料は無料です。
- ※コンビニATMのご利用時間について、毎月第1・第3月曜日の2:00~6:00はご利用いただけません。また、システムメンテナンスなどにより、ご利用いただけない時間帯があります。
- ※ATMの稼働日・稼働時間は、店舗およびご利用機関等によって異なります。

ご返済

約定返済

毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)の午前7時までにご指定のご返済用口座から引落しします。毎月の約定返済日のご利用残高に応じた下表の金額をご返済いただけます。

前回約定返済日の貸越残高	ご返済額	前回約定返済日の貸越残高	ご返済額
10万円以下	2,000円	200万円超300万円以下	40,000円
10万円超30万円以下	5,000円	300万円超400万円以下	50,000円
30万円超50万円以下	10,000円	400万円超500万円以下	60,000円
50万円超100万円以下	20,000円	以降 貸越残高100万円増加するごとに1万円増加	
100万円超200万円以下	30,000円	900万円超	110,000円

任意返済

上記の約定返済のほかに、当行のお取引店窓口またはATMで元金を随時ご返済いただけます。(ATMの場合は、ATM画面の「お預入れ」ボタンを押し、専用ローンカードを挿入してご入金ください。)

- ※ご契約後、最初に到来する約定返済日にはお利息の加算のみ行われ、ご返済金の引落しはされませんので、ご了承ください。
- ※任意返済をされた場合でも、毎月の約定返済を行っていただけます。
- ※約定返済日中に返済用口座残高不足等によりご返済が無い場合は延滞となり、延滞中は本ローンに関する一切のお取引はできません。
- ※延滞中にご指定の返済用口座にご入金があった場合は、約定返済額を即時に引落しさせていただきます(延滞は解消となります)。

Tポイント付与について

Tカード番号を申請いただくと、毎月の約定返済額に応じたTポイントが貯まります。

※Tカードをお持ちで、Tポイント付与をご希望の場合は、別途「Tカード番号申請書兼同意書」をご提出ください。

カードローンの約定返済額 **100円**につき



1ポイント

例えば、約定返済額が5,000円だった場合は、Tポイントが50ポイント、
30,000円だった場合は、Tポイントが300ポイント貯まります。

- 「Tカード番号申請書兼同意書」は店頭へ備え置きしているほか、当行ホームページにご用意しております。
- Tポイント付与は、Tカード番号の申請日(銀行受付日)の翌月より行われる約定返済分から付与対象となります。
- ポイント付与は、約定返済の翌月末ごろとなります。(システムの都合により前後することがあります。)
- ローンのご返済を延滞した場合はポイントは貯まりませんのでご注意ください。
- 毎月の約定返済以外に、ATMから随時ご返済をいただけますが(任意返済)、任意返済に対してポイントは貯まりませんのでご注意ください。
- 但馬銀行カードローン(口座なしタイプ)の約定返済時には、約定返済額以上の入金をすることができますが、貯まるTポイントは変わりませんのでご注意ください。(約定返済+任意返済と見なされ、約定返済額分のみに対して貯まります。)
- 但馬銀行カードローン(口座なしタイプ)は同月内に複数回の約定返済をいただくことができますが、Tポイントが貯まるのはそのうちの一度の約定返済分のみとなります。(もっとも大きい約定返済額に対してポイント付与いたします。)
- 有効期限切れなどTカードとして機能が無効になっている場合、ポイントは貯まりません。
- Tカード・Tポイントに関するお問い合わせは、Tカードサポートセンター/TEL.0570-029294(10:00~21:00 年中無休)へご連絡ください。

ご契約書類の郵送による送付時にお使いください。

宛 名 用 ラ ベ ル

- ① 下記宛名ラベルをA4サイズ用紙に印刷してください。(原寸のまま、拡大・縮小印刷はしないでください。)
- ② 切り取り線で切り取って、定型封筒にしっかりと貼付してください。
※必要分の切手を貼付のうえご利用ください。



封をする前に、再度必要書類をご確認ください。

ご返送いただく書類

- 借入申込書
- 暗証番号届出書
- ご本人確認書類
- 所得証明資料

※ご契約予定の貸越極度額が50万円を超える場合のみ

提出された書類に不備・不足等がある場合、再度提出をお願いする場合や、お手続きに時間がかかる場合がございますのでご注意ください。